令和８年度

水　質　検　査　計　画

令和８年４月１日～令和９年３月３１日



大秋水源取水口（黒沢）

西目屋村簡易水道事業

水質検査計画について

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、給水栓（蛇口）水等の水質検査項目などを定めたものです。

西目屋村では、水道水の水質基準が改正され、項目等が大幅に見直された事に伴い、水源、浄水場、給水栓の水質の状況を踏まえた水質検査計画を策定し、これまで実施してきた検査結果の公表と併せ、水道水が安全で良質であることをより一層ご理解頂けるよう、水質検査計画を公表することと致しました。

水質検査計画の内容

1．基本方針
2．水道事業の概要
3．水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4．採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5．臨時の水質検査
6．水質検査の方法
7．水質検査計画及び検査結果の公表
8．水質検査の精度と信頼性の保証
9．関係機関との連携

※　水質検査計画：水道の水質基準改正(平成16 年4 月1 日施行)に伴う水道法施行規則改正により、水道事業者は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に情報の提供を行なっていくことが義務づけられました。

この目的は、効率的、合理的な水質検査を行なうとともに検査結果についてお客様に公表することを通じ、水道事業の透明性を確保し、より安全で安心できる水道水の供給を目指すものです。

１．基本方針

検査地点は水質基準が適用される給水栓に加え、水系ごとの水源とします。検査の項目及び水質の基準値は、水道法の規定により実施します。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素に関する検査（水道法施行規則第１５条第１項の第一号）を1日1回行います。また、一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等の検査(水道法施行規則第１５条第１項の第二号)について月１回行います。さらに、過去の検査結果より、年１回以上あるいは３年に１回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても最低年１回以上の水質検査を実施し原水も水質状況を把握するため、浄水の検査項目に準じた検査を実施します。

２．水道事業の概要

（１）給水状況（令和６年度末）

給　水　区　域	西目屋村
給　水　人　口	１，１９２人
普　及　率	１００％
給　水　件　数	５２４件
計画一日最大給水量	１，０９４㎥
一日最大給水量	７９９㎥
一日平均給水量	４４１㎥

（２）浄水施設概要

浄水場名	施設能力	水源の種　類	浄水処理方法
稲　元	３５６㎥/日	深井戸	凝集沈殿→急速ろ過 塩素滅菌
名坪平	１６１㎥/日	深井戸 湧　水	急速ろ過 塩素滅菌
村　市	１６７㎥/日	湧　水	急速ろ過 塩素滅菌
砂子瀬	３３０㎥/日	表流水	急速ろ過 塩素滅菌
大　秋	１８０㎥/日	表流水	凝集沈殿→急速ろ過 塩素滅菌

３．水源の状況並びに原水及び浄水の水質

浄水場名	水源の種　類	水源の状況	原水の水質	浄水の水質
稲　元	深井戸	深井戸取水ポンプ １基	鉄・マンガン等の鉱物類や濁度・色度が高い傾向にある	良好な状況である
名坪平	深井戸 湧　水	深井戸取水ポンプ １基 浅井戸取水ポンプ ２基	良好な水質で長年安定している	良好な状況である
村　市	湧　水	取水施設 １箇所	比較的良好な水質であるが雨天時は濁度が高くなる傾向がある	良好な状況である
砂子瀬	表流水	国有林内沢水 取水施設 １箇所	比較的良好な水質であるが雨天時は濁度・色度が高くなる傾向がある	良好な状況である
大　秋	表流水	国有林内沢水 取水施設 １箇所 予備　１箇所	比較的良好な水質であるが雨天時は濁度・色度が高くなる傾向がある	良好な状況である

※　原水：浄水場や配水所で、浄水処理する前の水。原水には、大別して地表水と地下水があり、地表水には河川水、湖沼水、貯水池水などが、地下水には伏流水、井戸水などがある。この原水を浄水処理により飲料用として水質基準に適合させた水を浄水という。

４．水質検査項目、頻度、採取地点等

（１）水質基準項目

No	項　　目	基準値	浄水検査基本頻度	省　略の可否	計画頻度	
					浄　水	原　水
1	一般細菌	100　個/mℓ以下	1回/月	×	1回/月	1回/年
2	大腸菌	不検出	1回/月	×	1回/月	1回/年
3	カドミウム及びその化合物	0.003　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
5	セレン及びその化合物	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
6	鉛及びその化合物	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
8	六価クロム化合物	0.02　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
9	亜硝酸態窒素	0.04　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
12	フッ素及びその化合物	0.8　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
14	四塩化炭素	0.002　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
15	1,4-ジオキサン	0.05　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
17	ジクロロメタン	0.02　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
19	トリクロロエチレン	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及び ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	0.00005　ｍｇ/ℓ以下	1回/年	○	4回/年	1回/年
21	ベンゼン	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
22	塩素酸	0.6　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
23	クロロ酢酸	0.02　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
24	クロロホルム	0.06　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
25	ジクロロ酢酸	0.04　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
26	ジブロモクロロメタン	0.1　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
27	臭素酸	0.01　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
28	総トリハロメタン	0.1　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
29	トリクロロ酢酸	0.2　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
30	ブロモジクロロメタン	0.03　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	
31	ブロモホルム	0.09　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	

No	項　　目	基準値	浄水検査 基本頻度	省　略 の可否	計画頻度	
					浄　水	原　水
32	ホルムアルデヒド	0.08　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
33	亜鉛及びその化合物	1.0　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
34	アルミニウム及びその化合物	0.2　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
35	鉄及びその化合物	0.3　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
36	銅及びその化合物	1.0　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
37	ナトリウム及びその化合物	200　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
38	マンガン及びその化合物	0.05　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
39	塩化物イオン	200　ｍｇ/ℓ以下	1回/月	×	1回/月	1回/年
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
41	蒸発残留物	500　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	×	4回/年	1回/年
42	陰イオン界面活性剤	0.2　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
43	ジェオスミン	0.00001　ｍｇ/ℓ以下	過去に基準値の1/2超えた場合1回/月	○	1回/年	
44	2－メチルイソボルネオール	0.00001　ｍｇ/ℓ以下	過去に基準値の1/2超えた場合1回/月	○	1回/年	
45	非イオン界面活性剤	0.02　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
46	フェノール類	0.005　ｍｇ/ℓ以下	4回/年	○	1回/年	1回/年
47	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	3　ｍｇ/ℓ以下	1回/月	×	1回/月	1回/年
48	ｐＨ値	5.8～8.6	1回/月	×	1回/月	1回/年
49	味	異常でない	1回/月	×	1回/月	
50	臭気	異常でない	1回/月	×	1回/月	1回/年
51	色度	5　度以下	1回/月	×	1回/月	1回/年
52	濁度	2　度以下	1回/月	×	1回/月	1回/年

※　No１～No30の水質検査項目は「健康に関する項目」、No31～No51の水質検査項目は「水道水が有すべき性状に関する項目」となる。

※　pH 値：ピーエッチ。水の酸性・アルカリ性の強さを実用上の便宜から簡単な数値で表す。７が中性で小さい数（ゼロまで）ほど酸性が強く、逆に14 に近づくほどアルカリ性が強い。

（２）毎日検査項目

No.	検査項目	基準値（ｍｇ/ℓ）
１	色	異常なし
２	濁り	異常なし
３	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1ｍｇ/ℓ以上

（３）採水地点

浄水・原水

配水系統	浄水採水地点	原水採水地点
稲　元　水　系	インフォメーションセンター	稲元浄水場
名 坪 平 水 系	西目屋スポーツ交流センター	名坪平浄水場
村　市　水　系	村市地区クリーンセンター	村市浄水場
砂 子 瀬 水 系	居森平地区農業集落排水処理施設	砂子瀬浄水場
大　秋　水　系	大白温泉	大秋浄水場

（４）検査項目、検査頻度及びその理由

①検査項目

水道法に基づく水質基準項目（５２項目）の検査を行います。

年４回の検査頻度である浄水水質基準項目についてはこれまでの水質過去データから３年に１回以上に省略可能の項目もあるが、水質の安全管理のため水質基準全５２項目を年１回、省略不可２１項目+６項目(過去ﾃﾞｰﾀの結果より)を年３回、毎月省略不可９項目の水質検査を行います。

さらに、令和８年４月１日より水質管理目標設定項目に位置付けしていた【ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)】が水質基準項目に引き上げとなりました。これを受け、当水道事業としては昨年の結果を踏まえ、概ね１年に１回の検査頻度へ省略可能ではあるが、安全確保の観点から年４回実施することとしました。

原水においては水源の状況を把握するため、年１回、水質基準５２項目から消毒性副生成物等及びカビ臭、味の１４項目を除く３８項目の水質検査を行います。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム等検査及び指標菌検査を実施します。

②水質検査頻度

浄　　水		原　　水	
５２項目	１回	３７項目	１回
２７項目	３回	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等	※１表による
PFOS及びPFOA	３回	１項目	１回
９項目	８回		

毎日の検査

法令に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）の検査は1日1回行い確認します。

※　クリプトスポリジウム：主にヒトや家畜等の哺乳動物の腸に寄生する病原性原虫で、外界の厳しい環境条件（乾燥、熱など）に耐えられるように表面に強固な膜を持った嚢胞体（オーシスト）として糞便と共に体外に排出され、感染源となる。一般に経口感染し、感染すると無症状の場合もあるが、多くは下痢と腹痛を起こし1 週間程度で自然治癒する。水源上流に排出源がある川で検出される可能性があるが、浄水場の適正なろ過処理で除去される。西目屋村の水道水源では、これまで検出されていない。

※　１表

浄水場名	水源の種類	原水採水地点	ﾘｽｸﾚﾍﾞﾙ	原水等のクリプトスポリジウム等検査
稲　元	深井戸	稲元浄水場	1	指　標　菌　　1 回/年
名坪平	深井戸、湧水	名坪平浄水場	2	指　標　菌　　4 回/年
村　市	湧　水	村市水源地	3	指　標　菌　　1 回/月 ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等　　4 回/年
砂子瀬	表流水	砂子瀬浄水場	4	指　標　菌　　1 回/月 ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等　　4 回/年
大　秋	表流水	大秋浄水場	4	指　標　菌　　1 回/月 ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等　　4 回/年

但し、過去にクリプトスポリジウム等の原虫が確認されていない場合において、積雪等の事故により採水不能な場合は、省略する。

５．臨時の水質検査に関する事項

原因不明の水質の変化や、配水池等に異常が発生した場合は必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

６．水質検査の方法

水質基準項目及び水質事故等の臨時の検査ついては、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し、毎日検査項目については建設課において実施します。

検査の方法については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により水質基準項目（必要に応じて水質管理目標設定項目）の検査を実施します。

※　変動係数：統計値の一つで、標準偏差と平均の比を変動係数といい、水質検査の精度を表す。水道の水質検査では、水質基準値の1/10 付近で、無機物では10%、有機物では20%以下を確保することとされている。

７．水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は、必要に応じ見直しを行い毎年作成します。また、水質検査結果は、建設課において公開し閲覧できます。

８．水質検査の精度と信頼性の保証

原則として、水質基準及び目標値より小さな値でも信頼性の高い精度を保つため、基準値及び目標値の１／１０の定量下限が得られ、基準値及び目標値の１／１０付近の測定において、変動係数（ＣＶ）が金属類では１０％以下、また、有機物では２０％以下を保つ水質検査を行います。

※　変動係数(CV)：統計値の一つで、標準偏差と平均の比を変動係数といい、水質検査の精度を表す。水道の水質検査では、水質基準値の1/10 付近で、無機物では10%、有機物では20%以下を確保することとされている。

９．関係機関との連携

水道水に影響のある又はその恐れがある水質事故が発生した場合は、青森県県土整備部都市計画課及び水質検査機関等と連携し、情報収集及び水質検査を迅速に行います。

資　料　1

水道事業の給水区域

配水系統	大字	字
稲元水系	田代	神田、稲元
	杉ヶ沢	平岡、宮崎
名坪平水系	田代	神田、稲元、名坪平、山科
村市水系	村市	村元、稲葉
砂子瀬水系	村市	稲葉
	藤川	瀬ノ上
	居森平	寒沢、萩原
大秋水系	大秋	都谷森、鶴住、開野、沢田
	白沢	沢無平、白沢口

注）　この表は、おおよその浄水場からの配水系統であり水道管が連結している箇所では状況により水道水の混合等があります。